

文部科学省 事務次官 藤原 誠 様

国においては、3月24日、学校における教育活動の再開等に向け具体的な指針をとりまとめ、各都道府県知事等へ通知したところである。

全国知事会からの要請を受け指針を示されたことには、感謝申し上げます。引き続き、以下の事項について更に検討をいただきたい。

1 学校再開ガイドラインについては、保護者や学校関係者が対応する根拠を理解・納得して実施できるよう、国の専門家会議の提言の引用にとどまらず、より具体的な科学的根拠もあわせて示していただきたい。

2 臨時休業のガイドラインについては、今後、各地域において迅速な判断・対応が求められることから、あらかじめ、感染者の発生状況など一定の条件を想定・整理した上で、その条件ごとに対応方針や具体的な例示（地域や感染者やクラスターが発生した場合、感染経路が明らかでない場合など）を示していただきたい。

また、児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断については、都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上判断することとしているが、「出席停止のみ」と「臨時休業を実施」する場合のそれぞれの判断にあたっての具体的な基準を示していただきたい。

3 全国的にマスク等衛生用品が不足している中、学校で使用するマスクをはじめとする物資については、国において必要な物資を用意し配布するなど、万全の体制を整備していただきたい。

令和2年3月25日

全国知事会会長 飯泉 嘉門